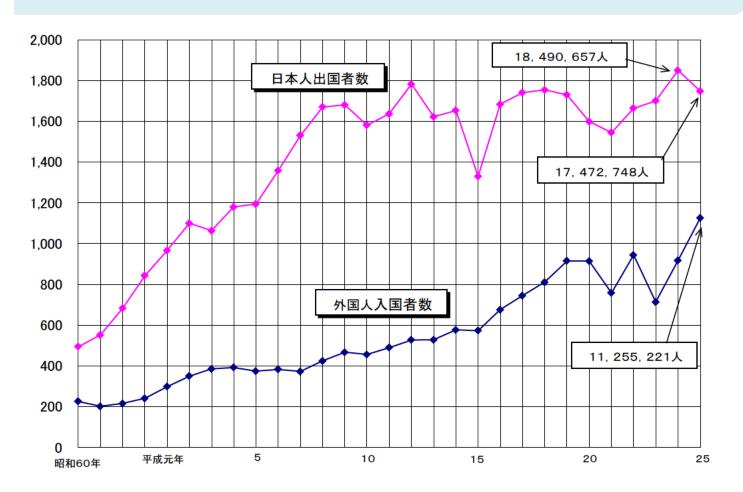
出入国管理行政の最近の動き



平成26年7月 法務省入国管理局

外国人入国者数・日本人出国者数の推移

- ■外国人入国者数は約1,126万人で,前年比約208万人増加し,過去最高
- ■日本人出国者数は約1,747万人で,前年比約102万人減少



出入国審査手続の流れ

■出入(帰)国における空港等での手続

外国人の出入国・・・ 入国時に審査を、出国時に確認を行う。

日本人の出帰国・・・ 出国時及び帰国時に確認を行う。

外国人の入国審査

空港到着

入国審査官に旅券, 査証及び 外国人入国記録(EDカード)を 提出し、上陸申請 ・個人識別情報の提供 (指紋及び顔写真) (免除対象者を除く) 入国審査官は旅券、査証、 EDカード等により、上陸のための 条件に適合しているかについて 審査を実施

旅券に上陸許可 の証印 入国

審本

旅券,査証が真正か について確認



提供された指紋がブラックリスト に該当しないか確認。該当して いる場合、入国を認めない。





■上陸のための条件

- ①有効な旅券及び(必要な場合は)有効な査証を所持していること
- ②在留資格該当性等があること

日本人の出帰国確認

- ③滞在予定期間が法務省令で定める在留期間に適合すること
- ④入管法第5条に定める上陸拒否事由に該当していないこと

参考 在留資格: 入国の際に、入国・在留の目的に応じて、入国審査官から与えられる法定の資格。外国人はこの資格の範囲内で活動することができる。

在留期間: 在留資格ごとに、在留できる期間が定められている。

外国人の出国確認

空港到着

入国審査官に旅券及び 外国人出国記録(EDカード) を提出

入国審査官 の確認(注1) 旅券に 出国証印 出国

空 | 港 | 入国審査官に 到 | 旅券を提出

入国審査官 の確認(注2) 旅券に出国 又は帰国証印 出帰国

(注1)入国審査官は、提出されたEDカードの記載事項を確認するとともに、当該外国人が、有効な旅券を所持し、旅券の名義人と所持人が同一人であること及び出国確認留保の対象者ではないことを確認する。

(注2)入国審査官は、日本人が、有効な日本旅券を所持し、旅券の名義人と所持人が 同一人であることを確認する。

個人識別情報による上陸審査

- ■平成19年11月, 個人識別情報(指紋・顔写真)を利用した上陸審査開始
- ■偽装指紋対策⇒個人識別情報取得装置の改修





偽装指紋事例

- 特殊なテープを貼り付ける
- ・指紋を削り取る手術を行う 等

個人識別情報取得装置の改修

指紋や指の状態を入国審査ブース内のディスプレイで確認できるようにするなどのシステム改修を行った。

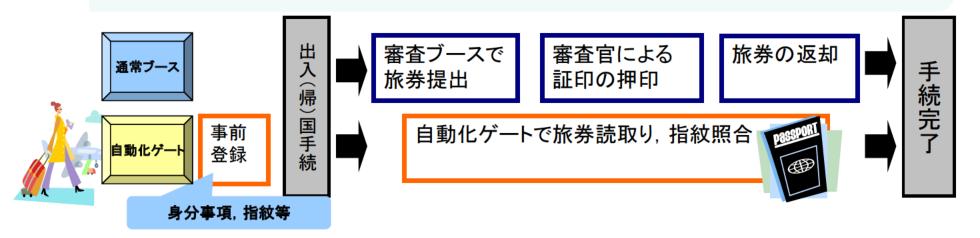


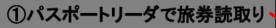
被退去強制者

ICPO等警察手配

自動化ゲートによる出入(帰)国審査手続

- ■平成19年11月, 日本人・在留外国人の出入(帰)国手続の簡素・円滑化を目的として導入
- ■成田空港, 関西空港, 中部空港, 羽田空港に設置







②指紋スキャナで指紋照合



③ゲートオープン

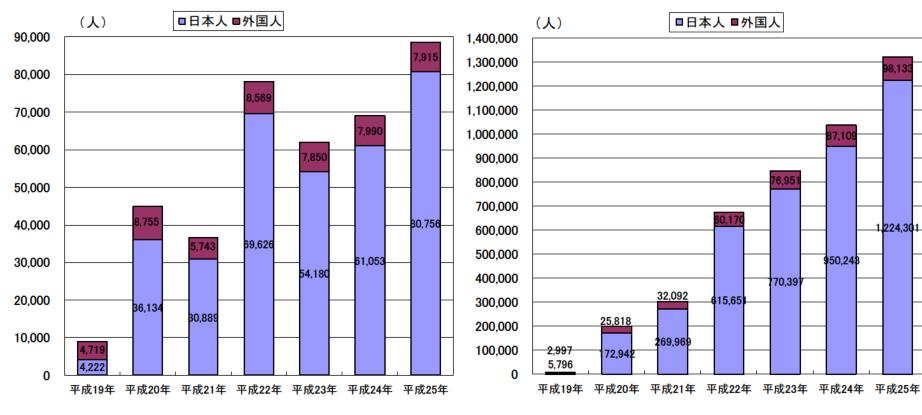




自動化ゲートの利用状況

利用希望者登録数

利用者数



| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 登録数 | 8, 941 | 44, 889 | 36, 632 | 78, 195 | 62,030 | 69,043 | 88, 671 |
| 日本人 | 4, 222 | 36, 134 | 30, 889 | 69, 626 | 54, 180 | 61,053 | 80, 756 |
| 構成比 | 47.2% | 80.5% | 84.3% | 89.0% | 87.3% | 88.4% | 91.1% |
| 外国人 | 4, 719 | 8,755 | 5, 743 | 8, 569 | 7,850 | 7, 990 | 7, 915 |
| 構成比 | 52.8% | 19.5% | 15. 7% | 11.0% | 12.7% | 11.6% | 8.9% |

| ※自動化ゲー | トは平成19年11 | 月20日から | 連用を開始 | している。 |
|--------|-----------|--------|-------|-------|
|--------|-----------|--------|-------|-------|

| | | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-----|--------|----------|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 利用者数 | | 8, 793 | 198, 760 | 302, 061 | 675, 821 | 847, 348 | 1, 037, 352 | 1, 322, 434 |
| 日本人 | | 5, 796 | 172, 942 | 269, 969 | 615, 651 | 770, 397 | 950, 243 | 1, 224, 301 |
| | 構成比 | 65. 9% | 87.0% | 89.4% | 91.1% | 90.9% | 91.6% | 92. 6% |
| 外国人 | | 2, 997 | 25, 818 | 32, 092 | 60, 170 | 76, 951 | 87, 109 | 98, 133 |
| | 構成比 | 34.1% | 13.0% | 10.6% | 8.9% | 9.1% | 8.4% | 7.4% |

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(抜粋)

体制整備

(平成26年6月17日 観光立国推進閣僚会議決定)

訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、CIQ に係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進めるとともに、こうした取組により、2016 年度までに空港での入国審査に要する最長待ち時間を 20 分以下に短縮することを目指す。

地方空港における外国人旅行者の受入に必要となる CIQ 体制を確保する。特に、入国手続に要する待ち時間が著しく長期化している地方空港や、近隣官署からの応援に支障を生じている地方空港については、その待ち時間の短縮等を図るため、緊急に所要の体制整備を行う。

長期滞在制度

外国人富裕層を対象に、観光目的による滞在期間を最長 1 年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。

クルーズ船乗客の入国審査手続の迅速化

改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)を創設する。

改正入管法により、クルーズ船で日本を出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合の入国審査の円滑化・迅速化を図る。

クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、可能な航路のクルーズ船の海外臨船審査の早期実施に向けて、引き続き検討を進める。

トラスティド・トラベラー・プログラム

改正入管法により、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラスティド・トラベラー)として特定し、自動化 ゲートの対象とする新たな枠組みを構築する。

自動化ゲートの利用促進・審査ブースの機動的運用

空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

不法残留者数の推移, 不法滞在者対策等

- ■平成26年1月1日現在の不法残留者数は、5万9.061人
- ■不法滞在者対策: 偽装滞在者対策の強化(※), 警察等関係機関との連携, 「摘発方面隊」による摘発の強化, 安全・確実な送還の実施, 不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析, 空海港沿岸地域における警戒・取締活動等 ※ 偽装結婚, 偽装留学等, 身分や活動目的を偽り, 正規滞在者を装って実際には不法に就労等する「偽装滞在者」対策が課題となり, 在留状況に関する情報の収集・分析, 「事実の調査」の積極的な実施, 在留資格取消手続の的確な実施等により対処

